

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	豊平区第51回衆議院議員総選挙ポスター掲示場製作設置及び撤去業務	
発注課	豊平区市民部総務企画課	
選定事業者	七欧産業株式会社	
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）		
<p>本業務は、市選管において調達（レンタル）した掲示板を使用し、ポスター掲示場の設置撤去を行うものであり、本業務のうち、ポスター掲示場の設置については、過去実績及び業者への聴き取り結果により、掲示板の引渡し後、通常5日間の期間が必要となる。</p> <p>今回の衆議院議員総選挙については厳冬期に執行されるため、積雪・凍結等により掲示板の堅牢な固定が可能かつ安全に設置できる土地が少なく、掲示場の設置が極めて困難であるため、設置個所を通常の3割程度にとどめているものであるが、設置には2～3日の期間が必要となる。</p> <p>同選挙については、任期満了年度に執行されるものではないことから、執行経費は令和7年度当初予算に計上されておらず、本業務に係る経費は補正予算により措置することになる。補正予算議決後、執行可能となるのが【1月20日】であることから、契約締結後、【1月25日】までに設置を終えるためには特定随意契約による必要がある。</p> <p>次に契約の相手方について、過去の同種業務に係る入札参加要件として、「過去7年以内において、本市またはその他官公庁が発注する選挙管理委員会のポスター掲示場に係る製作設置及び撤去業務を請け負った実績があること」を掲げていたが、今回の業務については、上記のとおり極めて短期間で業務を完了させる必要があり、履行前に現地確認等の準備を行うことも日程上困難であることから、過去7年間に当区内で、今回と同様に非常に短い履行期間で同種業務を請け負った実績のある事業者でなければ適正な業務履行を担保することができない。</p> <p>この条件に唯一合致するのは第48回及び第50回衆議院議員総選挙ポスター掲示場製作設置業務の受託者である七欧産業株式会社であり、加えて同社は直近に実施された第27回参議院議員通常選挙ポスター掲示場製作設置業務も請け負っている現時点で最も当業務のノウハウを持つ事業者でもある。</p> <p>同社に対し聴き取りを行ったところ、今回の選挙においても履行可能との回答を得たところである。</p> <p>以上により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから、特定随意契約により本業務の調達を行うものとし、上記事業者を契約の相手方として選定する。</p>		
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	
決定日	令和8年1月20日	